二　法第十七条の二十四第四項第七号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に同号に掲げる事項に係る第一号事業（同条第三項第三号に規定する第一号事業をいう。第十九条第八号において同じ。）の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地

三　（略）

第十条　法第十七条の二十四第四項第八号イの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の二十四第四項第八号イの実施主体の氏名（法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）

二　法第十七条の二十四第四項第八号ロの施設の名称

三　（略）

（法第十七条の二十四第四項第一号に掲げる事項に関する同意）

第十一条　認定市町村は、法第十七条の二十四第五項の規定により厚生労働大臣の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次条の基準に係る事項を記載した書類を付してするものとする。

（法第十七条の二十四第五項の厚生労働省令で定める基準）

第十二条　法第十七条の二十四第五項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　生涯活躍のまち形成地域において法第十七条の二十四第五項の介護サービスの提供に係る事業その他の生涯活躍のまち形成事業として行われる事業を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであること。

三・四　（略）

（法第十七条の二十四第四項第三号に掲げる事項に関する同意）

第十三条　認定市町村は、法第十七条の二十四第六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

二　法第十七条の十四第四項第七号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に同号に掲げる事項に係る第一号事業（同条第三項第三号に規定する第一号事業をいう。第十九条第八号において同じ。）の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地

三　（略）

第十条　法第十七条の十四第四項第八号イの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十七条の十四第四項第八号イの実施主体の氏名（法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）

二　法第十七条の十四第四項第八号ロの施設の名称

三　（略）

（法第十七条の十四第四項第一号に掲げる事項に関する同意）

第十一条　認定市町村は、法第十七条の十四第五項の規定により厚生労働大臣の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次条の基準に係る事項を記載した書類を付してするものとする。

（法第十七条の十四第五項の厚生労働省令で定める基準）

第十二条　法第十七条の十四第五項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　生涯活躍のまち形成地域において法第十七条の十四第五項の介護サービスの提供に係る事業その他の生涯活躍のまち形成事業として行われる事業を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであること。

三・四　（略）

（法第十七条の十四第四項第三号に掲げる事項に関する同意）

第十三条　認定市町村は、法第十七条の十四第六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所の平面図並びに設備及び備品の概要

ニ～ヲ　（略）

二　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所の平面図並びに設備及び備品の概要

ニ～ヲ　（略）

三　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問看護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～ヌ　（略）

四　法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～ヌ　（略）

一　法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の平面図

ニ～ヲ　（略）

二　法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問入浴介護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ　（略）

ハ　法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の平面図並びに設備及び備品の概要

ニ～ヲ　（略）

三　法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問看護である場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～ヌ　（略）

四　法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問リハビリテーションである場合には、次に掲げる事項

イ　法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所（法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日及び住所）

ロ～ヌ　（略）